

平成27年3月末
の期限が撤廃され、
引き続き利用が
可能になりました。

貴社の経営課題の解決を

[資金繰り・キャッシュフロー改善等の経営改善]

お手伝いします!

資金調達のご相談は認定支援機関である当事務所へ

国の中小企業支援事業を活用して、貴社の経営課題解決への取り組みを認定支援機関である当事務所が、経営改善計画策定支援・モニタリング支援等を通じて、信用保証協会、金融機関等と連携して、ご支援します。

黒字だが業績が低迷しており、
新規借入による設備投資を考えたい。

資金繰りを安定させ、
経営の向上を図りたい。

創業間もなく、借入金返済が遅延、
新規融資で運転資金を確保したい。

※P4の事例参照



※認定支援機関とは (中小企業経営力強化支援法に基づく「財務局・経済産業局認定 経営革新等支援機関」)

2012年8月に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関を認定する制度が創設されました。この法律に基づいて財務局・経済産業局から約2万4千件が経営革新等支援機関に認定され、その約85%を税理士・税理士法人等が占めています。

このような認定を受けた税理士・税理士法人等を「認定支援機関」と呼んでいます。

「6つのステップ」でご支援します。

金融機関への説明、申請に必要な手続きについては、当事務所が次の6つのステップで全面的にご支援いたします。

ステップ

1

● 経営改善支援のお申込み

資金繰りを見直す絶好のチャンスです。
今すぐご相談ください！

企業と金融機関との間に、私たち認定支援機関が入ることにより、新たな金融支援を受けるチャンスが生まれます。ぜひこの機会に、当制度をご活用ください。

ステップ

2

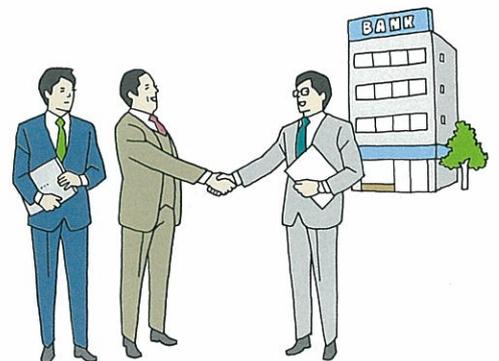
● メインバンクへの説明と協力依頼

まず、メインバンクへ出向き、
協力を求めます。

金融機関にはいろいろな手続きがあるため、事前に出向いて説明し、協力が得られるようにしておくことが必要です。

そのためステップ2では、貴社からメインバンクへアポイントをとっていただき、当事務所が同行して、金融支援を得るための事前協議を行います。

同意が得られたら、認定支援機関と連名で経営改善支援センターに「経営改善支援センター事業利用申請書」を提出し、審査を受けることになります。



ステップ

3

● 経営改善支援センターへの相談と「利用申請書」の提出

申請手続は当事務所にお任せください。

ステップ3では利用申請手続を行います。当事務所（代表認定支援機関）が、貴社とメインバンク等との連名で、「経営改善支援センター事業利用申請書」を経営改善支援センターに提出します。

ステップ

4

● 「TKC継続MASシステム」による経営改善計画策定

メインバンクとともに資金調達に有利な
経営改善計画の策定を支援します。

ステップ4では、「TKC継続MASシステム」を活用して経営改善計画の策定をご支援します。事業概況の把握、業績および財産等の推移の確認、問題点の分析とその改善策の検討等を経て、メインバンク同席のもとで実現可能性の高い経営改善計画の策定をご支援します。

国の支援事業を活用した事例

1 A運送会社のケース

請 負金額の低迷に伴う**売上減少**
 単価の引き下げ

請負燃料費高騰
 非効率な配送等



↓
 利幅が低下

↓
 既存の借入金（運転資金）の返済が厳しい。

↓
 既存の借入金の返済期日到来時に金融支援
 （**同額借換**）が必要。

2 B塗装工事会社のケース

過 過去に塗装機械等の**設備投資**で
 多額の融資を受けた。

↓
 借入金の返済額が過多で
 資金繰りが厳しい。

↓
 現状の**返済条件の見直し**
新規借入等の
 金融支援が必要。



そこで、国の支援事業を活用！

3 C料亭のケース

現 状は**黒字**だが
 店舗が老朽化

↓
 修繕費の負担が重く
 業況が厳しい。



↓
 このままでは既存の借入金の
 返済が滞る可能性が高い。

↓
設備投資（更新投資）を行い
 売上・利益の増加を図りたい。

4 D学習塾のケース

創 業間もなく
 生徒数が定員割れ
 十分な利益を計上できない。

↓
 既存の借入金の返済も
 遅延しがち。

↓
 既存の借入金とは別に
運転資金の確保（新規融資）が必要。



※出典：「認定支援機関等向けマニュアル・FAQ」（平成27年2月5日改訂版、中小企業庁、（独）中小企業基盤整備機構（中小企業再生支援全国本部））

●詳細については、認定支援機関である当事務所にお問い合わせください。

